第1回視覚障害の認定基準に関する検討会 平成29年1月23日 資料2

身体障害者手帳制度の視覚障害について

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠:身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で永続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するものについては、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度 等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数(平成27年度末現在)

5,194,473人(1級:1,619,482人、2級:789,253人、3級:881,152人、4級:1,261,381人、5級:320,006人、6級:323,199人)

うち、視覚障害

344,038人(1級:113,661人、2級:101,414人、3級:25,919人、4級:27,553人、5級:47,545人、6級:27,946人)

身体障害者福祉法における視覚障害の範囲について

身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)

<昭和25年度施行当時>

(身体障害者)

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害のため職業能力が損傷されている 18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表(身体障害の範囲)

- 一 視力障害
 - 1 両眼の視力がO. 1以下で、症状の固定したもの
 - 2 一眼が失明し、他眼の視力がO. 6以下で、症状の固定したもの

<現行>

(身体障害者)

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、 都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表(第4条、第15条、第16条関係)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力がそれぞれO. 1以下のもの
 - 2 一眼の視力がO. O2以下、他眼の視力がO. 6以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

現行の視覚障害の等級について

身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)

(身体障害者手帳の記載事項及び様式)

- 第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。
 - 一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
 - 二 障害名及び障害の級別
 - 三 補装具の交付又は修理に関する事項
 - 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所
 - 2 身体障害者手帳の様式は、別表第4号のとおりとする。
 - 3 第一項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。

別表第5号(第5条関係) 身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害							
	視力障害	視野障害						
1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの							
2級	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの						
3級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの						
4級	両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの						
5級	両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの						
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、 両眼の視力の和が0.2を超えるもの							

[※]視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。

^{※「}両眼の視力の和」とは両眼視によって累加された視力の意味でなく、両眼の視力を別々に測った数値の和のことである。

視力障害の等級(図解)

上段:両眼の視力の和

下段 : 等級

0.1											0.2 5					
0.09										0.18 5	0.19 5					
0.08									0.16 5	0.17 5	0.18 5					
0.07								0.14 5	0.15 5	0.16 5	0.17 5					
0.06							0.12 4	0.13 5	0.14 5	0.15 5	0.16 5					
0.05						0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5	0.14 5	0.15 5					
0.04					0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5	0.14 5					
0.03				0.06 3	0.07 3	0.08	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5					
0.02			0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.22 6	0.32 6	0.42 6	0.52 6	0.62 6
0.01		0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.21 6	0.31 6	0.41 6	0.51 6	0.61 6
0	0	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08	0.09 4	0.1 4	0.2 5	0.3 6	0.4 6	0.5 6	0.6 6
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6